

平成25年1月から

中学校3年生までの医療費を無料化

市では、現在、小学校3年生まで無料としている医療費を、平成25年1月から中学校3年生まで拡大し、助成します。

ください。

申請内容を確認後、所得制限内の方には、12月下旬に「子ども医療費受給者証（負担金無し）」を郵送します。

対象者

小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒で、その保護者または扶養義務者の平成24年度市民税所得割税額の合計額が235,000円未満の方

手続について

①申請が必要な方

すべての中学生、および小学校4年生から6年生で「重度障害者医療費受給者証」「母子家庭等医療費受給者証」をお持ちの児童・生徒の保護者には、12月初旬に「子ども医療費受給者証交付申請書」をお届けします。

必要事項をご記入のうえ、対象となる児童・生徒が加入する健康保険証のコピーを添えて、保険・医療課または各庁舎窓口センターへ提出して

②申請が不要な方（受給者証の差し替え）

小学校4年生から6年生で、すでに「子ども医療費受給者証（2割負担）」をお持ちの児童の保護者には、平成25年1月1日以降に使用した「子ども医療費受給者証（負担金無し）」を12月下旬に郵送します。

変更点

この受給者証は、通院時だけでなく入院時にも使用できます。これまで、入院時の自己負担分については還付申請が必要でしたが、平成25年1月以降はその必要がなくなります。

問い合わせ

市民安全部保険・医療課
（滝野庁舎）

☎ 48・3004

■医療機関での自己負担金

	平成24年12月まで		平成25年1月から
	通院	入院	通院・入院
小学校4～6年生	2割負担	0円(申請により助成)	0円
中学生	3割負担	0円(申請により助成)	
上記年齢の重度障害者・母子家庭等医療費受給者	1日600円または400円(月2回まで)	1割負担(月2,400円または1,600円まで)申請により全額助成	

平成25年度

障害児タイムケア事業の利用者を募集します

市では、障がいのある中学生、高校生の下校後の活動場所の確保、社会に適應するための生活指導、保護者の就労支援を目的に「障害児タイムケア事業」を実施しています。

利用料金

月額6,000円

（8月は15,000円）

実施場所

ラポートやしろ2階

必要書類

①利用申込書

②勤務証明書など、家族が対象者を見守ることができないことを証明する書類

③障害者手帳の写し

④印鑑

※申込書は、社会福祉課の窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申込手続

12月25日(火)までに必要書類を社会福祉課へ提出してください。

受付期間終了後、面接を行います、利用者を決定します。

申し込み・問い合わせ

福祉部社会福祉課(社庁舎)

☎ 43・0409

利用日・時間

月曜日から金曜日の下校後から18時まで。夏休みなどの長期休暇期間は、8時30分